

分散型エネルギー利用の促進に関する法律案 新旧対照表

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十八条 電気事業者及び発電用の自家用電気工作物を設置する者（電気事業者に該当するものを除く。）は、電源開発の実施、電気の供給、電気工作物の運用等の遂行に当たり、広域的運営による電気の安定供給の確保、<u>国内の地域に存するエネルギー源の地域の実情に即した効果的かつ効率的な活用</u>その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達に資するように、相互に協調しなければならない。</p> <p>（業務）</p> <p>第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 送配電等業務（一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この項において同じ。）の実施に関する基本的な指針（以下この節において「送配電等業務指針」という。）を策定し、及び必要に応じて変更すること。<u>この場合においては、送配電等業務指針の策定又は変更に先立つて、都道府県及び市町</u></p>	<p>第二十八条 電気事業者及び発電用の自家用電気工作物を設置する者（電気事業者に該当するものを除く。）は、電源開発の実施、電気の供給、電気工作物の運用等の遂行に当たり、広域的運営による電気の安定供給の確保<u>その他の電気事業の総合的かつ合理的な</u>発達に資するように、相互に協調しなければならない。</p> <p>（業務）</p> <p>第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 送配電等業務（一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この項において同じ。）の実施に関する基本的な指針（以下この節において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。</p>

村に意見を述べる機会を与えること。

四〇十 (略)

二・三 (略)

(送配電等業務指針)

第二十八条の四十五 送配電等業務指針には、国内の地域に存する

エネルギー源の地域の実情に即した効果的かつ効率的な活用の動向を勘察し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇三 (略)

第二十九条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物（全ての送電用の電気工作物を含む。）の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に（電気事業者となつた日を含む年度にあつては、電気事業者となつた後遅滞なく）、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

二〇四 (略)

五 経済産業大臣は、供給計画が広域的運営による電気の安定供給の確保、国内の地域に存するエネルギー源の地域の実情に即した効果的かつ効率的な活用その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切でないとき、電気事業者に対し、その供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

四〇十 (略)

二・三 (略)

(送配電等業務指針)

第二十八条の四十五 送配電等業務指針には、次に掲げる事項を定め

るものとする。

一〇三 (略)

第二十九条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に（電気事業者となつた日を含む年度にあつては、電気事業者となつた後遅滞なく）、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

二〇四 (略)

五 経済産業大臣は、供給計画が広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切でないとき、電気事業者に対し、その供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

6 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、電気事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二号に掲げる事項は小売電気事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者に対しては、命ずることができない。

一～四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営又は国内の地域に存するエネルギー源の地域の実情に即した効果的かつ効率的な活用を図るために必要な措置として経済産業省令で定めるものをとること。

6 (同上)

一～四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営を図るために必要な措置として経済産業省令で定めるものをとること。

## ○エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>（安定供給の確保）</p> <p>第二条 エネルギーの安定的な供給については、世界のエネルギーに関する国際情勢が不安定な要素を有していること等に鑑み、石油等の一次エネルギーの輸入における特定の地域への過度な依存を低減するとともに、我が国にとって重要なエネルギー資源の開発、エネルギー輸送体制の整備、エネルギーの備蓄及び国内の地域に存するエネルギー源の地域の実情に即した効果的かつ効率的な活用その他エネルギーの利用の効率化を推進すること並びに災害時におけるエネルギーの供給不足への対処のための体制の整備その他エネルギーに関する適切な危機管理を行うこと等により、エネルギーの供給源の多様化、エネルギー自給率の向上及びエネルギーの分野における安全保障を図ることを基本として施策が講じられなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（安定供給の確保）</p> <p>第二条 エネルギーの安定的な供給については、世界のエネルギーに関する国際情勢が不安定な要素を有していること等にかんがみ、石油等の一次エネルギーの輸入における特定の地域への過度な依存を低減するとともに、我が国にとって重要なエネルギー資源の開発、エネルギー輸送体制の整備、エネルギーの備蓄及びエネルギーの利用の効率化を推進すること並びにエネルギーに關し適切な危機管理を行うこと等により、エネルギーの供給源の多様化、エネルギー自給率の向上及びエネルギーの分野における安全保障を図ることを基本として施策が講じられなければならない。</p> <p>2 （同上）</p>